

第1回廿日市市協働によるまちづくり審議会 次第

日時：令和7年8月22日（金）19時～21時

会場：廿日市市役所 7階会議室

1 開会

2 地域振興部長挨拶

3 諮問

- （1）協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価に関する事
- （2）協働によるまちづくり推進計画に関する事

4 会長挨拶

5 議事

- （議題1）協働によるまちづくりの実施状況に係る総合的評価（案）について
- （議題2）第4期協働によるまちづくり推進計画素案について

6 その他

7 地域振興部長挨拶

8 閉会

(案)

協働によるまちづくりの 実施状況に係る総合的評価

令和7年8月13日現在

【総合的評価の趣旨】

本市では、これまで3期にわたり「廿日市市協働によるまちづくり推進計画」を策定し、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまちづくりを進めてきました。

この度の評価は、これまでの継続的な取組の成果として、「現状（各種調査・聞き取りを実施した時点）の本市のまちづくりが、しっかりと協働により進められているか」という視点で、本市の協働によるまちづくりの実施状況等を総合的に評価し、その実情を今後の協働によるまちづくりに的確に反映させていくために実施するものです。

【総合的評価の方法と第4期推進計画への反映について】

総合的評価については、本市における協働によるまちづくりの実施状況等を把握するために実施した、各種調査や聞き取り内容をもとに、第3期推進計画で定めた推進体系の5つの「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに、その実施状況等を総合的に分析・評価しました。

また、この評価結果については、令和8年度から新たに実践していく「第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画」における「計画の趣旨」や「現状分析」に反映されています。

【総合的評価に使用した、各種調査や聞き取り内容（資料）】

○資料3：【令和6年度】本市の取組事業の実施状況及び協働のプロセス評価

市が令和6年度に協働で取り組んだ事業や取組、協働で取り組んだことにより生まれた成果等について調査しました。

○資料4：まちづくり活動団体等アンケート

まちづくり活動団体の活動内容や協働によるまちづくりの実施状況等について調査しました。

○資料5：協働によるまちづくり審議会

市の附属機関である審議会において、現状の本市の協働によるまちづくりにおける成果や課題等について意見をいただきました。

○資料6・資料8：協働によるまちづくり推進計画策定委員会

本市における協働によるまちづくりの現状や課題、今後より「協働」を進めていくための市民と市の役割分担、総合的評価等について意見をいただきました。

※資料3、資料5、資料6、資料8については量が多いためメールにて送付しております。また、資料4については、3月の審議会で配付済みです。

【第3期計画の推進体系】

基本原則	推進する仕組み	施策の方向性
1 誰でもまちづくりに取り組むことができます	総合的評価シート⑤ めざすまちに向かって	■協働の理念共有 ■協働によるまちづくりの実践・成果の共有
2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます	総合的評価シート① 特性を生かしたまちづくり	■協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備 ■コミュニティビジネスの普及と推進
3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます		■地域課題解決に向けた円卓会議の推進
4 それぞれの地域性を大切にして取り組みます	総合的評価シート② 情報発信による信頼関係づくり	■受け手の立場に立った情報発信・共有の推進
5 情報の共有を図りながら取り組みます	総合的評価シート③ 人づくり	■知識・技能をまちづくりにつなげる ■若い世代が参加しやすい機会づくり
6 互いに信頼関係を築いて取り組みます		■リーダーシップを発揮する人材の育成支援 ■人材を見いだすための交流の場や機会の提供
7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます		■協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成
	総合的評価シート④ 評価及び支援	■互いを知り合う場の充実 ■市による評価及び支援

総合的評価シート①

協働によるまちづくりを推進する仕組み	特性を生かしたまちづくり
第3期推進計画の施策の方向性	○協働による持続可能なまちづくりを支える環境整備 ○コミュニティビジネスの普及と推進 ○地域課題解決に向けた円卓会議の推進
総合的評価 【資料1 現状分析】	市民が取り組むまちづくり活動において、多様な主体と連携・協力することで、「地域内での知り合いが増えた」、「協働した人との新たな活動が生まれた」、「広報がしやすくなり、集客が増えた」など、協働によるさまざまな効果が生まれてきています。 また、市民センターや市民活動センター等のまちづくりの拠点、市民の主な活動場所や相談先として活用されており、それぞれの拠点で、各種事業や取組を通じて協働によるまちづくりを実践しています。 一方で、市民からは、まちづくりの拠点の運営体制等について、「気軽に相談できる雰囲気が必要」、「市の職員が異動すると最初から説明が必要になることもあり、十分な引き継ぎが必要」、「市の職員が、もっと

総合的評価シート②

協働によるまちづくり を推進する仕組み	情報発信による信頼関係づくり
------------------------	----------------

第3期推進計画の 施策の方向性	○受け手の立場に立った情報発信・共有の推進
--------------------	-----------------------

総合的評価 【資料1 現状分析】	市は、発信する情報の内容や情報を伝えたいターゲットに適した媒体（広報誌等の紙媒体やホームページやSNS等のデジタル媒体）を選択し、効果的な情報発信に取り組んでいます。 しかし、市が発信する情報の中には、市民の安全や暮らしなどへの影響が非常に大きいものもあり、発信する時期や方法について、より一層の考慮や配慮が必要とされています。 また、市民主体のまちづくり活動においては、これまでの紙媒体に加え、さまざまなデジタル媒体が増えてくる中で、自分たちの活動を知ってもらい一緒に活動できる人を探したり、新たな団体等とつながるための情報発信について、人材やスキルが不足していることを課題に感じている団体
---------------------	--

総合的評価シート④

協働によるまちづくり を推進する仕組み	評価及び支援
第3期推進計画の 施策の方向性	○互いを知り合う場の充実 ○市による評価及び支援
総合的評価 【資料1 現状分析】	市は、市民が取り組む活動が、公共の利益を生むまちづくり活動である場合、補助金の交付や地域貢献活動保険の整備、各種表彰制度による表彰、市の広報媒体を使った情報発信など、さまざまな方法で活動の支援を行っています。 しかし、少子・高齢化や定年延長等、さまざまな社会情勢の変化に伴い、まちづくり活動を続けていく上での課題やニーズは多様化・複雑化していることから、従来通りの支援だけではなく、より現状の課題やニーズに応じた適切な支援が求められています。

調査・聞き取り 対象及び内容	(行政)	(団体)	(学識・
-------------------	------	------	------

(素案)

第4期廿日市市協働によるまちづくり 推進計画



デザインやレイアウトは
大幅に変更します。

目次

第1章 第4期協働によるまちづくり推進計画の概要……………	1
1 計画の趣旨……………	1
2 計画の位置付け……………	1
3 計画の期間……………	1
4 計画の体系……………	2
5 実効性の確保……………	3
第2章 協働によるまちづくりの基本原則等について……………	4
第3章 協働によるまちづくりを推進する仕組みと取組方針…	7
1 特性を生かしたまちづくり……………	8
2 情報発信による信頼関係づくり……………	10
3 人づくり……………	12
4 評価及び支援……………	16
資料編……………	17

第1章 第4期協働によるまちづくり推進計画の概要

1 計画の趣旨

本市では、平成24（2012）年3月に「廿日市市協働によるまちづくり基本条例」を制定し、この条例に基づく「廿日市市協働によるまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな人や組織との「協働型」の取組を通じて、めざすまちの姿（新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまち）の実現に取り組んできました。

この「第4期廿日市市協働によるまちづくり推進計画」は、これまでの計画を継承・深化させるとともに、私たちが直面している社会情勢の実情を踏まえ、市が今後、どのような方針のもとその責務を果たし、「協働によるまちづくり」を推し進めていくのかを示したものです。

2 計画の位置付け

4 計画の体系

本計画は、条例に規定する「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに「取組方針」を示し、「協働によるまちづくりの基本原則」のもとに実践することで、条例に掲げる「めざすまちの姿」の実現をめざします。

【体系】

めざすまちの姿	新しいつながり、より深いつながりを育み、市民同士、市民と行政が一体となって「はつかいちが好き！」と言えるまち ※P4 参照			
めざすまち指標と目標値	※P3 参照			
協働によるまちづくりを推進する仕組み	(1) 特性を生かしたまちづくり ※P8、9 参照	(2) 情報発信による信頼関係づくり ※P10、11 参照	(3) 人づくり ※P12~15 参照	(4) 評価及び支援 ※P16 参照
取組方針				
成果指標と目標値				

【協働によるまちづくりの基本原則】 ※P5 参照

- 1 誰でもまちづくりに取り組むことができます
- 2 互いの自主性を尊重しながら取り組みます
- 3 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます
- 4 それぞれの地域性を大切にしながら取り組みます
- 5 情報の共有を図りながら取り組みます
- 6 互いに信頼関係を築いて取り組みます
- 7 次代につながる人づくりをしながら取り組みます

5 実効性の確保

「協働によるまちづくり審議会」が主体となり、各年度における「めざすまち指標と目標値（計画全体の成果指標と目標値）」及び協働によるまちづくりを推進する仕組みごとの「成果指標と目標値」の達成状況等をもとに、計画の実施状況等について点検・検証を行い、必要に応じた取組の見直しを行うものとします。

【めざすまち指標と目標値】

めざすまち指標 (案)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
「廿日市市」に自分のまちとしての愛着を持っている市民の割合	76.7%	未定
めざすまち指標の考え方		
条例に規定する「協働によるまちづくりを推進する仕組み」ごとに「取組方針」を示し、「協働によるまちづくりの基本原則」のもとに、着実に実践することで、「廿日市市」に自分のまちとしての愛着を持っている市民の割合が高まり、「めざすまちの姿」の実現につながると考えます。		

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等について

第2章では、本計画がめざしているまちの姿や使用する用語の意味、大切にすべき考え方など、基本的な事項について、基本条例の条文を用いて説明しています。

前文

私たちが暮らす廿日市市は、海から山に至る豊かな自然、歴史、伝統、文化、産業に恵まれた素晴らしいまちです。

平成の合併により、五つの市町村が一つのまちになったことで、これまで培われてきた地域特性を生かしながら、一つの家族のようなつながりを築く機会を得ることができました。

私たちが、これからもこのまちで安心して安全に暮らすためには、和みがあってあたたかい笑顔のつながりが欠かせません。また、まちの元気を未来につなげるために、子どもや若者などとともに、市民

第2章 協働によるまちづくりの基本原則等

(基本原則)

第3条 協働によるまちづくりの基本原則は、次のとおりとします。

- (1) 誰でもまちづくりに取り組むことができます。
- (2) 互いの自主性を尊重しながら取り組みます。
- (3) 互いの自立性を尊重し、対等な関係で取り組みます。
- (4) それぞれの地域性を大切にして取り組みます。
- (5) 情報の共有を図りながら取り組みます。
- (6) 互いに信頼関係を築いて取り組みます。
- (7) 次代につながる人づくりをしながら取り組みます。

(市民の役割)

第4条 市民は、自らがまちづくりの担い手であることを認識し、まちづくりに関わるよう努めるものとします。

第3章 協働によるまちづくり推進計画

(協働によるまちづくり推進計画)

第6条 市長は、協働によるまちづくりを推進するための計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市長は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴きます。

3 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表します。

※第6条では、市が協働によるまちづくりを、総合的かつ計画的に進めていくための推進計画の策定についてを謳っています。

第3章 協働によるまちづくりを推進する仕組みと取組方針

【第3章の見方】

条例に規定している「協働によるまちづくりを推進する仕組み」について、条文を用いて説明しています。

まちづくり活動団体へのアンケート調査や市民からの意見等を踏まえ、「協働によるまちづくりを推進する仕組み」が適切に機能しているか等について「現状分析」を記載しています。

現状分析を踏まえ、本計画期間中に特に注力すべき内容等についてを「取組方針」として記載しています。

※取組の主体は（市）

取組の成果を測るため、「成果指標と目標値」を設定しています。

※成果指標は、単なる実施回数等ではなく、主に「市民及び市職

協働によるまちづくりを推進する仕組み（１）特性を生かしたまちづくり

【条文】

第４章 協働によるまちづくりを推進する仕組み

第１節 特性を生かしたまちづくり

（地区、地域及び市域におけるまちづくり）

第７条 地区、地域及び市域におけるまちづくりは、市民及びまちづくり活動団体が交流し、市と連携を図りながら、それぞれの特性を生かして進められるものとしす。

２ 地区、地域及び市域におけるまちづくりの拠点は、市民センター、支所（廿日市地域においては、本庁）、市民活動センター等※とします。

○ 取組方針

①まちづくりの拠点の体制及び環境整備（ソフト及びハード）

・地区や地域、市域のまちづくりの拠点が、より一層連携を強め、それぞれの拠点が実践したり把握しているまちづくりに関する情報を共有する等、地域等の課題や市民の要望に、より適切かつ柔軟に対応できる運営体制を整えます。

★有効な事業や取組を検討・実践していくため、参考になる好事例の掲載を検討

・まちづくりの拠点について、計画的な改修や修繕を行うとともに、設備や機能の充実を図っていくことで、より多くの人たちが積極的かつ安全・安心にまちづくり活動に取り組める環境を整えます。

★有効な事業や取組を検討・実践していくため、参考になる好事例の掲載を検討

協働によるまちづくりを推進する仕組み（２）情報発信による信頼関係づくり

【条文】

第２節 情報発信による信頼関係づくり

（情報の発信及び共有）

第９条 市民、まちづくり活動団体及び市は、互いの活動を理解し、協働によるまちづくりを推進するため、自らが行う活動に関する情報を発信し、共有するよう努めるものとします。

２ まちづくりに関する情報は、情報を受ける者に配慮し、適切な時期及び方法により発信し、共有されるものとします。

○ 現状分析

市は

○ 成果指標と目標値

成果指標 (案)	現況値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
廿日市市公式LINEのお友達登録数	25,961 人	未定
成果指標の考え方		
①の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、市の情報発信媒体の全体的な育成を図る。成果指標は、その中でも、一般的に利用者の多い「廿日市市公式LINE」とし、取組の成果により、お友達登録数も増加していくと考えます。		

成果指標 (案)	現況値	目標値 (令和12年度)
市の職員が「市民と行政、市民と市民の情報共有の推進や信頼関係づくりにつながったと」感じる		

協働によるまちづくりを推進する仕組み (3) 人づくり

【条文】

第3節 人づくり

(まちづくりに関わる人材の育成)

第10条 市民は、市民相互に行う生涯学習又は社会教育を通して、まちづくりに関わる人材を育成するよう努めるものとします。

2 市は、市民による人材の育成に対し、必要な支援を行います。

(子ども、若者等の育成)

第11条 市民による人材の育成及び市による支援は、次代のまちづくりを担う子ども、若

★有効な事業や取組を検討・実践していくため、参考になる好事例の掲載を検討

②子どもや若者の地域への理解や愛着の醸成

本市で学び、暮らしている子どもや若者が、地域と関わりを持つことで、地域への理解や愛着を育んでいけるよう、学校と地域住民、関係者、市の関係課等が連携を強め、一体的に取り組み、将来のまちづくりを担う人材を育てていきます。

※「子ども」は小学生までを「若者」は中学生から 30 歳未満までをとらえています。

★有効な事業や取組を検討・実践していくため、参考になる好事例の掲載を検討

③誰もがまちづくりに参加・参画しやすい仕組みづくり

成果指標 (案)	現況値	目標値 (令和12年度)
地域主体の活動（運動会、とんど、秋祭り など）に参加している市民の割合 ※まちづくり市民アンケート	新規	未定
成果指標の考え方		
①②③の取組方針に沿った事業や取組を実践することで、地域主体の活動（運動会、とんど、秋祭りなど）に参加している市民の割合が高まっていくと考えます。		

【条文】

(市の職員の育成)

第14条 市は、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員を育成します。

○ 現状分析

市は、各種研修や日々の業務を通じて、市民との協働の大切さを学び実感することで、協働によるまちづくりの担い手としてふさわしい職員の育成に取り組んでいます。

一方で、市民からは、「同じ目的をもった人や団体等とつながりたい」、「活動していくための資金が必要」など、まちづくりを進める上での課題についてや、「市の職員が、より地域の人や現状を知ること、効果的にまちづくりが進められる」、「市の職員同士が連携を強めることで、効果的な施策につながり、市民との協働も進んでいく」など、市の職員のコミュニケーション能力や政策形成能力の向上等を期待する声が挙げ

協働によるまちづくりを推進する仕組み（4）評価及び支援

【条文】

第4節 評価及び支援

（活動の評価）

第15条 市民及びまちづくり活動団体は、その行う活動を顧みることにより、次の活動に生かすよう努めるものとします。

（市による評価及び支援）

第16条 市は、市民の行うまちづくりについて、その活動の評価し、必要な支援を行います。

2 市長は、まちづくりに対する評価の基準を決めようとするときは、あらかじめ、第17条に定める協働によるまちづくり審議会の意見を

資料編

- 1 用語解説
- 2 計画策定までの主なプロセス
各種調査・聞き取り内容 等
- 3 諮問及び答申
- 4 廿日市市まちづくり活動団体等アンケート
等

今後掲載していきます。

(資料4)

廿日市市
まちづくり活動団体等アンケート調査
報 告 書

令和7年2月

目次

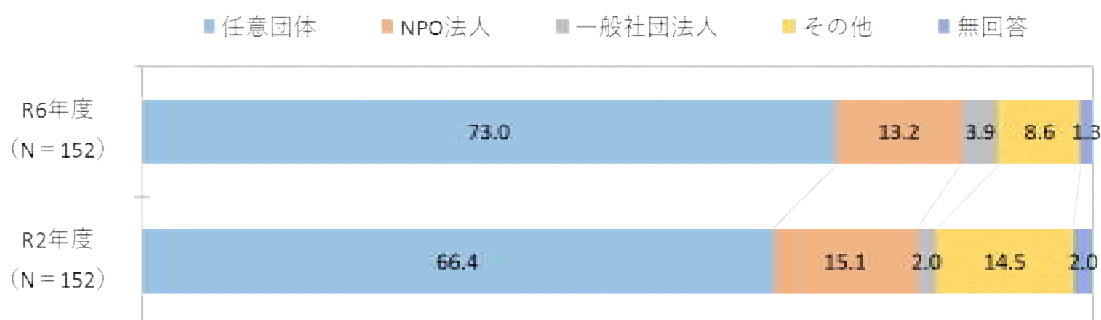
I 調査の概要.....	1
II 調査結果.....	2
1. 団体の基本情報等.....	2
2. 活動について.....	5
3. コミュニティビジネスについて.....	13
4. 人づくりについて.....	16
5. 廿日市市の協働によるまちづくりについて.....	20
III 調査結果の分析.....	25
1. 分析のねらい（主旨）.....	25
2. 設問分析（抜粋）.....	25
3. 全体分析.....	35

問4 団体の種別等

1) 団体の種別

団体の種別は、「任意団体」73.0%が最も多く、このほか「NPO法人」13.2%、「一般社団法人」3.9%、「その他」8.6%となっています。

前回と同様に、団体の種別は任意団体が最も多くなっています。

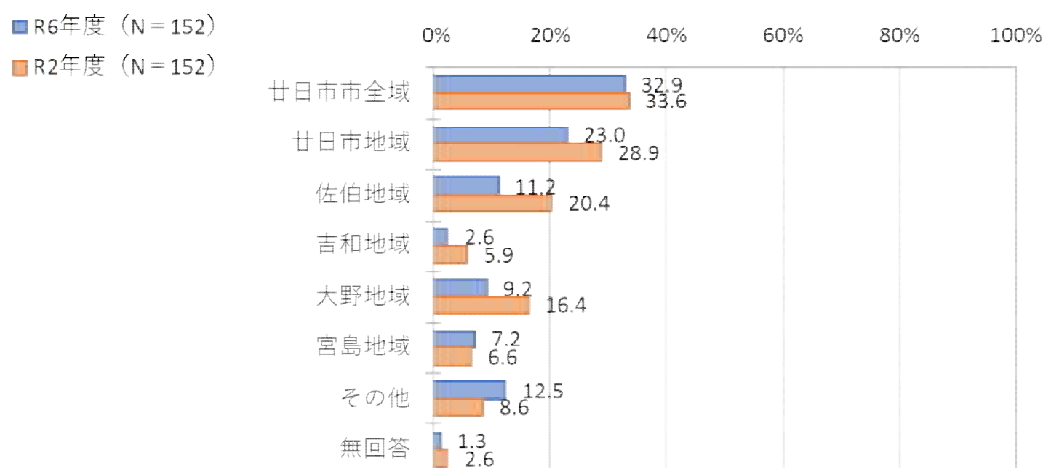


2. 活動について

問7 主な活動地域

主な活動地域は、「廿日市市全域」32.9%が最も多く、次に「廿日市地域」23.0%が続いています。「その他」には、県内や広島市、市内の複数地域などが含まれます。

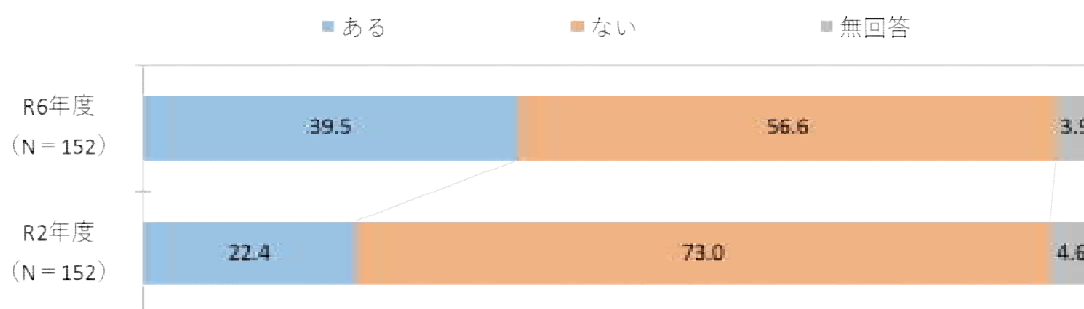
市内5地域（廿日市、佐伯、吉和、大野、宮島）を合計すると53.2%となり、市内の各地域を主な活動地域としている団体が半数です。



2) 現在、情報発信について困っていることや課題の有無

現在、情報発信について困っていることや課題があるかは、「ない」56.6%が「ある」39.5%を上回っています。

困っていることや課題が「ある」の割合（39.5%）は前回（22.4%）よりも高くなっています。



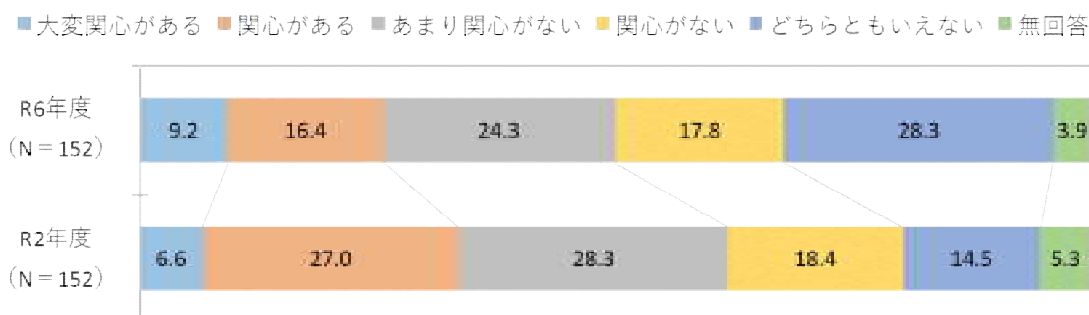
3. コミュニティビジネスについて

問 16 「コミュニティビジネス」について

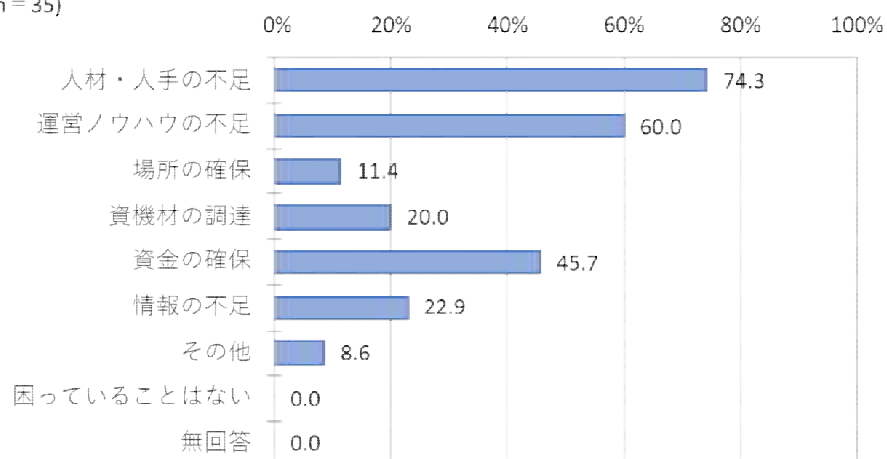
1) 「コミュニティビジネス」への関心度

「コミュニティビジネス」にどの程度関心があるかは、「どちらともいえない」28.3%、「あまり関心がない」24.3%が多くなっています。

「大変関心がある」9.2%と「関心がある」16.4%を合わせた『関心がある』の割合（25.6%）は前回（33.6%）よりもやや低くなり、「どちらともいえない」の割合（28.3%）が前回（14.5%）よりも高くなっています。



■ R6年度 (n = 35)

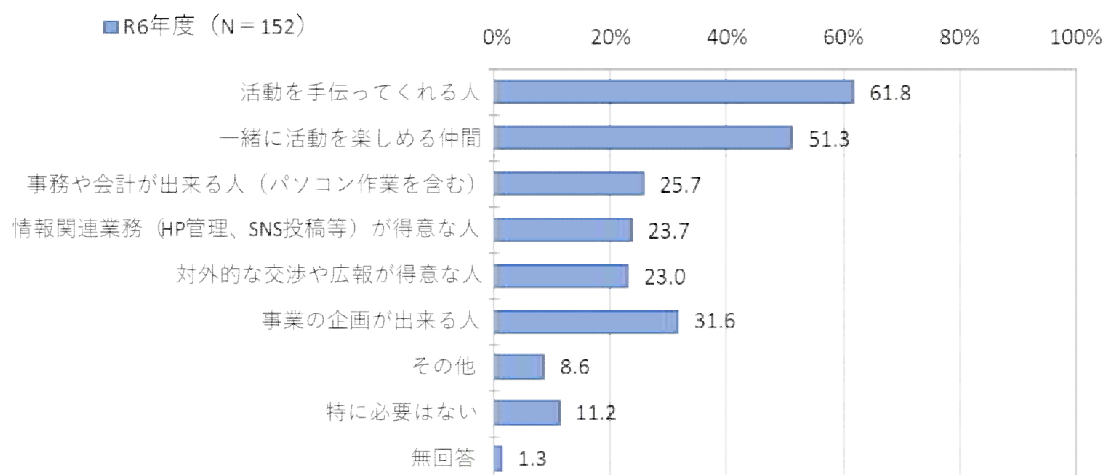


4. 人づくりについて

問 17 人材確保や人材育成等について

1) 現在、必要としている人材

人材確保や人材育成等に関して、現在、必要としているのはどのような人材か（複数回答）では、「活動を手伝ってくれる人」61.8%、「一緒に活動を楽しめる仲間」51.3%が上位となっています。次に「事業の企画が出来る人」31.6%など、特定のスキル・能力をもつ人材が続いています。



7) 子ども、若者が参加する活動への取組予定がない理由

子ども（小学生まで）、若者（中学生～30歳未満）が参加する活動が「現在なく、今後もし取り組む予定はない」とした理由は、「団体や活動の特性から」9件、「子ども、若者の参加が困難なため」9件、「子ども、若者がいないため」4件、「他団体で取り組んでいるため」3件、「必要としていないため」2件、「取り組むことが難しいため」2件となっています。

問 18 活動の後継人材の有無

活動の後継人材については、「候補者を探している」37.5%、「候補者はいるが不確定」32.9%の順となっています。

活動の後継人材が決まっている団体の割合（9.2%）は、前回（10.5%）から大きく変化していませんが、候補者を探している団体の割合（37

